○農林水産省告示第千五百二十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十七年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年十月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

平成二十七年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一二、七九〇円、一一、五一〇円、一〇、二三〇円、八、九五〇円、七、六七〇円（対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付に関する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行後において、同法による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二条第四項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、二〇、〇五〇円、一八、〇五〇円、一六、〇四〇円、一四、〇四〇円、一二、七九〇円、一〇、二三〇円、八、九五〇円、七、六七〇円）
二類	北海道及び東京都の区域	三二、九一〇円、二八、七二〇円、二五、五三〇円、二二、三四〇円、一九、一五〇円
	福島県の区域	四一、六九〇円、三七、五二〇円、三三、三五〇円、二九、一八〇円、二五、〇一〇円
	熊本県の区域	四二、〇三〇円、三七、八三〇円、三三、六二〇円、二九、四二〇円、二五、二三〇円
	宮崎県の区域	五三、五三〇円、四八、一八〇円、四二、八二〇円、三七、四七〇円、三二、一二〇円
	鹿児島県の区域	五二、三四〇円、四七、一一〇円、四一、八七〇円、三六、四〇円、三一、四〇円
三類	北海道及び東京都の区域	六一、三八〇円、五五、二四〇円、四九、一〇〇円、四二、九七〇円、三六、八三〇円
	長野県の区域	八八、四八〇円、七九、六三〇円、七〇、七八〇円、六一、九四〇円、五三、〇九〇円
	長崎県の区域	一七六、〇九〇円、一五八、四八〇円、一四〇、八七〇円、一二三、二六〇円、一〇五、六五〇円
	熊本県の区域	九二、三四〇円、八三、一一〇円、七三、八七〇円、六四、六四〇円、五五、四〇〇円
四類	北海道及び東京都の区域	四五、六四〇円、四一、〇八〇円、三六、五一〇円、三二、九五〇円、二七、三八〇円
	福島県の区域	六一、八六〇円、五五、六七〇円、四九、四九〇円、四四、三〇〇円、三七、一二〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七三、一三〇円、六五、八二〇円、五八、五〇〇円、五二、一九〇円、四三、八八〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	四〇、二四〇円、三六、二二〇円、三二、一九〇円、二八、一七〇円、二四、一四〇円
	長崎県の区域	九七、九九〇円、八八、一九〇円、七八、三九〇円、六八、五九〇円、五八、七九〇円
	熊本県の区域	六一、九九〇円、五五、七九〇円、四九、五九〇円、四三、三九〇円、三七、一九〇円
	鹿児島県の区域	八四、七九〇円、七六、三一〇円、六七、八三〇円、五九、三五〇円、五〇、八七〇円

○経済産業省告示第二百十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
神奈川県横須賀市衣笠栄町三―八十	学校法人三浦学苑三浦高等学校	工業技術科電気コース	第三種電気主任技術者免状	平成二十六年度入学生から適用

○国土交通省告示第千四十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十七第三号の規定に基づき、昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号（宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

題名を次のように改める。

宅地建物取引士に対する講習の実施要領

第一の1中第五号を第六号とし、第四号ロ中「三年間」を「五年間」に改め、同号を第五号とし、第三号ロ中「三年間」を「五年間」に改め、同号を第四号とし、第二号ロ中「三年間」を「五年間」に改め、同号を第三号とし、第一号ロ中「三年間」を「五年間」に改め、同号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一　宅地建物取引士の使命と役割に関する事項

第一の2中「五時間」を「六時間」に改める。

第二中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に改める。

第三の第二号中「一万一千円以下」を「一万二千円以下」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。